

バージョンZ
エクシブ浜名湖

PRIVATE RESORT **XIV** エクシブ浜名湖
VERSION Z

エクシブ浜名湖
バージョンZに関する契約書



リゾートトラスト 株式会社

名古屋市中区東桜二丁目18番31号



契約書関係目次

1. 契約の解除に関する告知事項	3
2. 不動産売買契約に関する金額等の表示、施設相互利用契約に関する金額等の表示	4
3. エクシブ浜名湖バージョンZ不動産売買契約書	5
4. エクシブ浜名湖バージョンZ施設相互利用契約書	10
5. エクシブ浜名湖バージョンZ管理規約	13
6. 個別信用購入あっせんに関する事項	16
7. 個人情報の取扱いに関する規程	24
8. 施設利用料金表	26

エクシブ浜名湖バージョンZに関する契約書 (不動産共有制リゾートクラブ会員権)

〔以下「甲」という〕、とリゾートトラスト株式会社（以下「乙」という）とは、後記表示の物件の売買および施設利用に関して、不可分一体のものとして下記の契約および規約等を締結する。甲および乙は、下記契約書および規約等総ての条項を承諾し、その証として本書2通を作成し、甲、乙、署名（記名）捺印のうえ各1通を保有する。また、甲は特定商取引に関する法律第5条に規定する役務提供契約の内容を明らかにする書面として、本書、別紙重要事項説明書、利用規程およびタイムシェアカレンダーを乙から受領し、契約の解除に関する告知事項につき書面による説明を受けた。

記

1. 契約の解除に関する告知事項
2. 不動産売買契約に関する金額等の表示、施設相互利用契約に関する金額等の表示
3. エクシブ浜名湖バージョンZ不動産売買契約書
4. エクシブ浜名湖バージョンZ施設相互利用契約書
5. エクシブ浜名湖バージョンZ管理規約
6. 個別信用購入あっせんに関する事項
7. 個人情報の取扱いに関する規程
8. 施設利用料金表

2013年4月25日

(甲)

住所



商号

氏名

(乙)

免許証番号 国土交通大臣(9)第2901号

免許年月日 平成21年1月11日

住所 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

商号 リゾートトラスト株式会社

代表取締役社長

支店または営業所

東京都渋谷区代々木四丁目33番10号
リゾートトラスト株式会社
東京支社

常務取締役
支社長

契約担当者

宅地建物取引主任者

契約の解除に関する告知事項

買主(甲) (住所)

(氏名)

売主(乙) 免許証番号 国土交通大臣(9)第2901号

免許年月日 平成21年1月11日

住 所 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

商 号 リゾートトラスト株式会社

本書面記載の方法によらなければ、本契約(不動産売買契約および施設相互利用契約(役務提供契約))をいいます。以下この書面において同じです。の解除が出来ないおそれがありますので、書面の内容を十分にお読み下さい。

本契約の締結にあたり、宅地建物取引業法第37条の2、特定商取引に関する法律第5条および第4条第5号ならびに割賦販売法第35条の3の8第8号に基づき、契約の解除に関する告知を以下のとおり致します。

1. この書面を受領された日(契約日)を含めて8日を経過する日までの間は、契約者は、書面によって本契約の解除ができます。
(契約の解除の書面の送付先)
〒460-8490 名古屋市中区東桜2-18-31
リゾートトラスト株式会社 会員業務部
2. 1.に記載した事項にかかわらず、契約者が、役務提供事業者・宅地建物取引業者(以下、「弊社」といいます。)が特定商取引に関する法律第6条第1項の規定に違反して本契約の契約の解除に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって本書面を受領された日を含めて8日を経過する日までに当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付した特定商取引に関する法律第9条第1項ただし書の書面を当該契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、当該契約者は、書面により当該契約の解除ができます。
3. 1.または 2. の契約の解除は、契約者が、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
4. 1.または 2. の契約の解除があった場合においては、弊社は解除者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはいたしません。
また、弊社が申込金、手付金その他本契約に関連して金銭を受領しているときは、契約者に対し、速やかにその全額を返還いたします。
5. 1.または 2. の契約の解除があった場合には、既に本契約に基づき役務が提供されたときにおいても、弊社は、契約者に対し、本契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 1.または 2. の契約の解除を行った場合において、本契約に係る役務の提供に伴い契約者の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該契約者は、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
7. 契約者が、個別信用購入あっせん関係受領契約(以下「提携ローン契約等」といいます。)につき申込みの撤回等を行った場合には、提携ローン契約等について申込みの撤回等の書面を発した時に、本契約は解除されたものとみなされます。ただし、当該契約者が提携ローン契約等の申込みの撤回等の書面において反対の意思を表示しているときは、この限りではありません。

不動産売買契約・施設相互利用契約のいずれかについて解除をされた場合でも、両契約は一体の契約として両契約について解除がなされたものと扱われます。

不動産売買契約書

(目的)

第1条 甲乙は、末尾記載の不動産の内、本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の本物件の売買に関して以下のとおり定める。

(売買代金)

第2条 乙は、本物件を本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の売買代金総額にて甲に売渡し、甲はこれを買受けた。

(売買面積)

第3条 甲乙は、本物件のうち、土地については登記面積、建物については末尾記載面積（壁芯計算による面積）によりこれを売買するものとし、土地については登記面積と実測面積、建物については末尾記載面積と登記面積（内法面積）とが相違しても互いに異議を申し立てず、また売買代金の増減を請求しないものとする。

(手付金)

第4条 甲は、本契約締結と同時に本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の手付金を乙に支払い、乙はこれを受領した。なお、乙は、甲から受領済みの申込金を手付金の一部に充当する。

2 手付金は、本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の第1回中間金（中間金のない場合は残代金）支払いの際、売買代金の一部に充当する。ただし、この手付金には利息を付けない。

3 乙は、本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の第1回中間金（中間金のない場合は残代金）の支払い提供があるまでは、手付金の倍額を償還して本契約を解除することができる。また、甲は、乙が甲からの本契約および施設相互利用契約に基づく共有施設または相互利用施設の利用の申込みを受け付ける等乙が本契約および施設相互利用契約の履行に着手するまでは、手付金を放棄して本契約を解除することができる。

(売買代金の支払方法)

第5条 売買代金の支払いは、本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載のとおりとする。

(共用部分)

第6条 土地ならびに建物および付属施設の共用部分は、区分所有者全員の共有に属するものとし、これらの共有持分は、建物の専有部分の総床面積に対して、甲が所有する専有部分の床面積の割合（後記持分表の1口持分）による。

(所有権移転および引渡し)

第7条 本物件の所有権は、売買代金が完済されたときに、乙より甲に移転するものとする。引渡しは、付帯の施設相互利用契約書第9条に定めるオーナーカードの交付の日を以ておこなわれたものとする。

2 本物件の施設開業日以前にオーナーカードが交付されていた場合には、本物件の施設開業日をもって引渡しがあったものとする。

3 天災地変、行政指導等その他やむを得ない事由により、所有権移転時期等が遅延するおそれのある場合には、乙は、甲に遅延の事由を明示して移転時期等を延期することができる。

(危険負担)

第8条 本物件が、その引渡し前に、天災その他乙の責によらない事由によって滅失したときは、乙はその危険を負担する。ただし、滅失につき甲の責による事由があるときはこの限りではない。

2 本物件が、乙の責によらない事由によって引渡し前に毀損したときは、乙は、本物件を修復して引渡す。この場合には、修復に必要な相当の期間引渡しの期日を遅延しても、甲は、乙に対して、引渡しの遅延による損害賠償を請求できない。ただし、毀損につき甲の責による事由があるときはこの限りではない。

3 前項の場合において、乙は、本物件の修復が著しく困難なとき、修復に過分の費用を要するときは、本契約を解除できる。また、甲は、本物件の毀損によって本契約を締結した目的を達することができないときは、本契約を解除できる。

4 前項によって本契約が解除されたときには、乙は、甲から受領した金員を無利息で遅滞なく甲に返還しなければならない。

(登記手続)

第9条 本物件の所有権移転登記手続は、本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の売買代金完済後、甲乙協力のうえ、速やかにこれをおこなう。登記手続費用は、甲の負担とする。

2 前項の登記手続は、乙が指定する司法書士に依頼する。

(契約の解除ならびに違約金)

第10条 甲が本書面4頁「不動産売買契約に関する金額等の表示」に記載の第1回中間金（中間金のない場合は残代金）の支払いを遅滞しているときは、乙は、30日以上を定めて書面によりその履行を催告し、なお履行がないときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲がすでに支払った手付金を違約金とみなし返還しない。

2 甲より乙に中間金（中間金のない場合は残代金）が支払われた後に、甲乙の一方に本契約の不履行があったときは、各々その違反した相手方に対して、30日以上を定めて書面によりその履行を催告し、なお履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 前項の不履行により本契約を解除された場合、契約不履行者はその相手方に対し、違約金として売買代金の2割相当額の金員を支払う。

4 本契約と施設相互利用契約とは、不可分一体の契約であり、本契約が解除された場合、甲乙間での施設相互利用契約も当然解除されたものとする。

(精算事項)

第11条 施設相互利用契約書第7条の規定により施設開業日以後に本契約が解除された場合は、不動産代金の精算については次項の規定による。

- 2 乙の甲に対する精算金は、契約時の不動産代金の1/2もしくは、土地については契約時の価格、建物については、契約時より毎年7.4% (旧定率法) にて償却した残金の合計のいずれか低い方とする。
- 3 施設相互利用契約書第7条の規定により施設開業日前に本契約が解除され不動産代金を精算する場合、乙の甲に対する精算金額は、乙が甲より受領した不動産代金額とする。
- 4 乙は、施設相互利用契約書第5条に基づく運営管理費ならびに同契約書第11条に基づく費用負担に関する債務等が甲に生じた場合は、乙の甲に対する精算金支払債務と相殺できるものとする。

(通知義務)

第12条 甲は、その氏名または住所 (法人の場合は、商号、名称、代表者の氏名またはその住所) を変更したとき、あるいは本契約に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、乙に対し遅滞なく書面により通知しなければならない。これを怠ったために生じる一切の損害は、甲が負担する。

(物件の使用および管理・運営)

第13条 本物件の使用については、付帯の施設相互利用契約、管理規約、利用規程 (以下「規約等」という) の定めにしたがうものとする。

- 2 甲は、本物件の管理・運営を、乙または乙が指定する業者に委託する。

(売主の担保責任等)

第14条 乙は、本物件に対し所有権を制限する一切の負担を除去し、甲に対し完全なる所有権として移転する。

- 2 乙は、本物件上の隠れたる瑕疵については、引渡しの日から2年に限りその担保の責任を負うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず本物件の所有権移転後、天災地変その他不可抗力によりまたは乙の責に帰することのできない事由により生じた本物件の滅失・毀損については、乙は責任を負わない。

(費用および公租公課の負担)

第15条 本契約に要する費用は、甲乙各々その半額を負担するものとする。

- 2 本物件に関する公租公課は、付帯の施設相互利用契約にもとづき、引渡しの日を境として、その日以降の分は甲の負担とする。

(ローンのあっせん)

第16条 甲の希望があるときは、乙は、本物件の売買代金の一部の支払いにつき、乙の指定する金融機関に、ローン契約をあっせんする。

- 2 前項により、乙があっせんするローン契約が成立しないときは、甲は、本契約を解除することができる。
- 3 前項により、本契約が解除されたときは、乙は、手付金または代金の一部として受領した金目を、無利息で甲に速やかに返還するものとする。

(容認事項)

第17条 甲は、下記内容についてあらかじめ容認し、以後これを理由に乙に対し、異議申出または財産上の請求を行わないものとする。

- (1) 乙において、本件建物内の乙所有の専有部分を宿泊施設として利用することがあること。
- (2) 乙において、本件建物内の乙所有の専有部分を地域の方々の強い要望等により結婚式場等として利用することがあること。
- (3) 平日等の客室稼働が少ない利用時においては、円滑な運営ならびにサービスの集中および管理費の節減を図る目的で、利用客室を一部階層のみの運営とし、そのため、ご購入物件と異なる部屋をご利用していただくことがあること。
- (4) ██████████の利用者が、エクシブ浜名湖の付帯施設について利用することがあること。
- (5) 敷地の一部を一般道として使用すること。

(諸規約)

第18条 甲は、本契約を全うするため、乙と施設相互利用契約を締結し、これに付随する規約等を承認し、遵守することを約して、本物件を、乙より買受ける。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に起因する紛争に関して、訴訟の必要が生じたときは、乙の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審裁判所とすることを、甲および乙は、あらかじめ合意する。

(契約外事項)

第20条 本契約に定めのない事項については、民法、その他の法令および取引慣行にしたがい、甲乙互いに誠意をもって協議するものとする。また、本契約に関して、甲が乙と交渉をなすときは、甲本人によらなければならないものとする。ただし、弁護士資格を有する者、あるいは、乙が認めた代理人による場合は、この限りではない。

(特約のないことの確認)

第21条 本契約については、甲乙双方、以上の事項以外なら特約のないことを確認する。

以上

物件の表示
■物件の概要

名 称	エクシブ浜名湖		
竣 工 日	2004年2月26日		
所 在 地	静岡県浜松市西区村御町字志津ノ前4620外		
敷 地	敷地に関する権利	敷地利用権（種類：所有権及び使用借権） （内容：使用借権については期間20年 自動更新） （建物の区分所有者は借地部分につきましてはリゾート トラストからの借主として無償で土地を利用できます）	地 目 宅地
	面 積	敷地面積 27,498.64㎡（公簿）	敷地利用 権の割合 本書面4頁「不動産売買契約に 関する金額等の表示」に記載
建 物 等	構 造 ・ 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上8階、塔屋1階	
	建 築 面 積	11,463.58㎡	
	延 床 面 積	40,425.53㎡	
	開 発 許 可 番 号	浜建建(開)第2-48号	
	建 築 確 認 番 号	第H14確認建築浜松市000086号 変更後第H14確更建築浜松市000067号 変更後第H	
	専 有 面 積	専有部分の総床面積19,784.69㎡。個別客室面積は、後記持分表のとおり。建物の専有部分の床面積は、壁芯計算によるものであり、登記面積とは、多少異なります。	
	共 用 部 分	専有部分に属さない 建物の部分	基礎、外壁、床スラブ、屋根、柱、梁等の建物構造部分、廊下、階段室、階段、非常階段、バルコニー、空調機械室等各種機械室、フロント、エントランスホール、EVホール、ラウンジ、化粧室等
専有部分に属さない 建物の付属物		電気設備（受配設備、配線設備等）、照明設備（共用照明灯等）、給排水衛生設備、受水設備、換気設備、防火消防設備、テレビ共視聴設備、避雷針設備、ガス配管設備、空調機械設備、中央監視設備等	
屋外付属施設		駐車場、電気設備、照明設備、給排水衛生設備、消火栓、散水栓等	
規約共用部分		温泉大浴場、キッズルーム、フロント事務室、従業員スペース、クローク倉庫、各種倉庫、リネン庫、ベンダーコーナー、ゴミ処理室、プールロッカー室、ランドリールーム、立体駐車場等	
分譲後の権利形態	建物専有部分については、後記持分表の各室の専有面積の持分1/28での共有とし、敷地部分は区分所有者全員の共有及び準共有とする。又、建物共用部分は、区分所有者全員の共有に属するものとし、その持分は、建物専有部分の総床面積に対する、各区分所有者の取得する専有部分の床面積の割合（持分表の1口持分）とする。		

■持分表(下記ルームには、エクシブ分譲用ルーム(1室当り換算持分1/14)も含まれております。)

タイプ	分 譲 ル ー ム No	分譲室数	総室数	専有面積	1口持分
B	202,203,204,209,210,302,303,304,309,310 402,403,404,409,410,502,503,504,509,510 602,603,604,609,610,702,703,704,709,710 802,803,804,809,810	35	35	44.46㎡	
Ⓒ ₁	212,213,214,215,216,217,312,313,314,315,316,317 412,413,414,415,416,417,512,513,514,515,516,517 612,613,614,615,616,617,712,713,714,715,716,717 812,813,814,815,816	41	41	63.80㎡	
C ₂	207,208,307,308,407,408,507,508,607,608,707,708,807,808	14	14	64.04㎡	
C ₃	211,311,411,511,611,711,811	7	7	67.48㎡	
C ₄	201,301,401,501,601,701,801	7	7	56.17㎡	
D ₁	305,306,405,406,505,506,605,606,705,706,805,806	12	12	76.86㎡	
D ₂ (B/F)	205,206	2	2	77.24㎡	
E ₁	218,318,418,518,618,718	6	6	91.74㎡	
E ₂	319,419,519,619,719	5	5	91.74㎡	
E ₃	220,320,420,520,620,720	6	6	99.71㎡	
E ₄	817	1	1	90.98㎡	1/28
E ₅ (B/F)	219	1	1	94.04㎡	
S ₁	236,333,336,433,436,531,533,536,631,633,636,731,733,736 831,833,836	17	17	124.57㎡	
S ₂	234,334,434,534,634,734,834	7	7	125.88㎡	
S ₃	235,335,435,535,635,735,835	7	7	125.86㎡	
S ₄	237,337,437,537,637,737,837	7	7	118.52㎡	
S ₅	332,432,532,632,732,832	6	6	122.34㎡	
S ₆	538,638,738,838	4	4	118.59㎡	
S ₇	331	1	1	124.57㎡	
S ₈	338	1	1	120.58㎡	
S ₉	431	1	1	124.57㎡	
S ₁₀	438	1	1	118.59㎡	
S ₁₁ (B/F)	231	1	1	122.98㎡	
S ₁₂ (B/F)	232	1	1	120.74㎡	
S ₁₃ (B/F)	233	1	1	122.98㎡	
S ₁₄ (B/F)	238	1	1	120.07㎡	
計		193	193		

※(B/F)バリアフリールーム

■客室備品(各室専有部分の什器備品は持分表記載の持分割合での共有とします。ただし、エグジブルームについては1室当り換算持分1/14での共有とします。)

ルームタイプ	備品名
B	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビ台兼冷蔵庫キャビネット、アームチェア(2脚)、ティーテーブル、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
C1・C2・C3	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー、冷蔵庫キャビネット、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、サイドテーブル、デスクランプ、ティーテーブル、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
C4	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビ台兼冷蔵庫キャビネット、3人掛ソファ、1人掛ソファ、センターテーブル、デスクランプ、ティーテーブル、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
D1	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー、冷蔵庫キャビネット、3人掛ソファ、1人掛ソファ(2台)、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、サイドテーブル、デスクランプ、ティーテーブル(2台)、ダイニングテーブル、同チェア(4脚)、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
D2	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー、冷蔵庫キャビネット、3人掛ソファ、1人掛ソファ(2台)、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、サイドテーブル、デスクランプ、ティーテーブル(2台)、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
E1・E2・E4・E5	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、スツール、アームチェア、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル、デスクランプ、ティーテーブル(2台)、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
E3	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、スツール、アームチェア、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル(2台)、デスクランプ(2台)、ティーテーブル(2台)、フロアスタンド、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
S1・S2・S3・S7・S9	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー(2台)、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、コンソール(2台)、スツール、アームチェア、カウチ、ダイニングテーブル、同チェア(4脚)、脱衣棚、テラスチェア(2脚)、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル、デスクランプ(3台)、ティーテーブル(3台)、フロアスタンド(2台)、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
S3	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー(2台)、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、スツール、アームチェア、カウチ、ダイニングテーブル、同チェア(4脚)、脱衣棚、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル、デスクランプ、ティーテーブル(2台)、フロアスタンド(2台)、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
S4・S6・S10	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー(2台)、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、コンソール(2台)、スツール、アームチェア、カウチ、ダイニングテーブル、同チェア(4脚)、脱衣棚、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル、デスクランプ(3台)、ティーテーブル(2台)、フロアスタンド(2台)、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
S8	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー(2台)、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、コンソール(2台)、スツール、アームチェア、ダイニングテーブル、同チェア(4脚)、脱衣棚、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル、デスクランプ(2台)、ティーテーブル(2台)、フロアスタンド(2台)、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等
S11・S12・S13・S14	ベッド(2台)、ベッドスプレッド、ナイトテーブル、ナイトランプ、テレビ、座卓、座椅子(4台)、ドレッサー、同チェア、同ミラー、ミラーブラケット、姿見、テレビアーマー(2台)、3人掛ソファ、1人掛ソファ、ハイバックチェア、オットマン、センターテーブル、コンソール、スツール、アームチェア、カウチ、ダイニングテーブル、同チェア(4脚)、脱衣棚、テラスチェア(2脚)、冷蔵庫キャビネット、サイドテーブル、デスクランプ、ティーテーブル(3台)、フロアスタンド(2台)、行燈、和布団セット、カーテン、湯沸ポット、絵画、保安灯、スリッパ、ハンガー、什器類等

※ただし、冷蔵庫は、売上の負担で完備します。

客室備品については、一部変更する場合がありますので御了承ください。

施設相互利用契約書

(目的)

第1条 甲乙は、甲の取得した土地付区分所有建物および諸施設(以下「共有施設」という)ならびに乙の所有または管理受託施設の内、別途乙が指定する施設(以下「相互利用施設」という)の管理運営ならびに利用に関し、別に定める管理規約、利用規程の遵守を約して、以下のとおり定める。

(タイムシェアカレンダー)

第2条 甲の占有利用日は、別途定めるタイムシェアカレンダーに記載のとおりとし、甲のカレンダー番号および宿泊権利日数は、本書面4頁「施設相互利用契約に関する金額等の表示」に記載のとおりとする。

(契約金)

第3条 甲は、本契約締結により、本書面4頁「施設相互利用契約に関する金額等の表示」に記載する登録料および償却保証金を支払うものとする。

2 前項の支払方法は、本書面4頁「施設相互利用契約に関する金額等の表示」に記載のとおりとする。

3 第1項にいう登録料は、甲に返還せず、償却保証金は、購入時に一括で預かり、毎年7.4%の定率で償却(期間30年)し、本契約第6条および第7条の事由により本契約が終了もしくは解除された場合、かつ償却保証金の償却残存額がある場合に限り、無利息にて甲に返還する。

ただし、運営管理費ならびに第11条に基づく費用負担に関する債務等がある場合には、あらかじめ償却残存額より控除する。

4 前項の規定にかかわらず、次の事由がある場合は、甲は起因者と連帯して損害を賠償する責を負い、乙は、償却保証金より控除して弁済にあてることができる。

(1) 甲および甲の同伴者または甲の承認した利用者の責に帰すべき事由で、共有施設に損害が生じ、起因者がその損害を賠償していない場合

(2) 甲および甲の同伴者または甲の承認した利用者の責に帰すべき事由で、甲の共有施設以外の施設に損害が生じ、起因者がその損害を賠償していない場合

(3) 甲および甲の同伴者または甲の承認した利用者の施設利用にかかる利用代金、甲の負担する共有施設にかかる公租公課、運営管理費、その他負担すべき金員を、甲が滞納している場合

5 前項により、弁済に充当された償却保証金の不足額については、甲は、乙の請求にもとづき、所定の期日までに、乙に預託しなければならない。

6 甲が、本契約第9条第4項ないし第7項に違反した場合は、本条第3項の規定にかかわらず、乙は、償却保証金を違約金として没収することができる。ただし、本項の定めは、乙に生じた損害について、乙が甲に対して別途損害賠償を請求することを妨げない。

(資格条件)

第4条 オーナーの資格条件は次のとおりとし、乙の資格審査の承諾を要するものとする。

①本契約の趣旨に賛同し、オーナーとして相応しい品格(紳士淑女)と社会的信用があること

②オーナーの資格審査に必要な書類を提出すること

③所定の商品総額(登録料、償却保証金、不動産代金)および運営管理費等を納付すること

④以下の各号に該当しないこと

(個人の場合)

a 未成年者

b 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者

c 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をしている者

d 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴された者、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った者

e その他乙の審査基準に適合しない者

(法人の場合)

a 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者が経営もしくは関与する法人

b 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である者、またはあった者が役員をしている法人

c 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をしている者が役員をしている法人

d 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された法人、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った法人

e 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された者が役員をしている法人、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った者が役員をしている法人

f その他乙の審査基準に適合しない法人

- 2 資格審査の適否の理由は明示しないものとする。
- 3 資格審査結果についての異議申立てをすることはできないものとする。
- 4 資格審査不承諾により購入を拒否された場合、契約がはじめからなかったものとする。
- 5 会員の資格は、共有することができないものとする。

(運営管理費)

第5条 運営管理費の額は、本書面4頁「施設相互利用契約に関する金額等の表示」に記載の金額とし、その支払いは、毎年1月1日を起算日とし、前年10月1日から同月27日までに、翌年分を前払いするものとする。契約初年の期間計算については、共有施設の利用可能日の翌月1日より起算し、月割にて前納するものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、甲が共有施設につき共有持分権を有する期間とする。また第9条の規定にしたがい共有施設持分権および施設利用権の承継が生じたときは、その承継人が共有持分権を有する期間中は、本契約は、存続するものとし、その後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、共有施設の建物が滅失したときに、本契約は、終了する。

(契約の解除)

第7条 甲乙の一方は、その相手方が、本契約、管理規約、利用規程、その他付随文書に違反した場合には、各々その違反した相手方に、期間を定めて書面により、その是正ないし契約の履行を催告し、なおこれが守られないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲が、暴力団その他の反社会的団体に所属していることが判明した場合、乙は、本契約を解除することができる。
- 3 甲が、利用施設を自己の営利を図る目的をもって、自ら利用または第三者に利用させたことが判明した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、本人の死亡または後見開始の審判、保佐開始の審判等があったとき、もしくは破産、民事再生、会社更生決定等があったときには、本契約を解除することができる。
- 5 乙は、甲につき、死亡または後見開始の審判、保佐開始の審判等の申立があったとき、もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の手続の申立があったときには、本契約を解除することができる。
- 6 第5条に定める運営管理費につき甲の滞納額合計が5年分を超えたときは、乙は催告なくして本契約を解除することができる。
- 7 甲乙は、甲より、海外移住、高度の疾病等、社会通念上利用することが困難になった等の理由で本契約解除の申し出があった場合には、双方協議のうえ本契約を解除することができる。
- 8 本契約と不動産売買契約とは、不可分一体の契約であり、本契約が解除された場合、不動産売買契約も当然解除されたものとする。
- 9 甲または乙が、第1項ないし第7項の規定により、本契約を解除する場合は、登録料および償却保証金については、本契約書第3条第3項ないし第6項の規定に従い、不動産代金については、別途定める不動産売買契約書第11条の規定に従うものとする。

()

第8条 甲は、乙が業務提携をなした () 社(以下「 () 」という)の会員として登録され、 () に加盟する施設を利用できる権利を得るため、別途 () への加入申込みを行うものとする。

(施設利用権等)

第9条 乙は、甲が、第3条の契約金を完済することにより、共有施設の利用権を認め、利用権証としてオーナーカードを所定の要領で発行する。甲が契約金を割賦支払中で、乙が特に認めた場合もこれに準ずる。なお、施設の利用開始時期および利用時期の詳細は利用規程に定めるものとする。

- 2 甲が代金完済後、第三者に自己の共有施設持分権とともに前項記載の利用権を譲渡しようとするときは、竣工日より5年経過後(ただし、契約日が竣工日より2年経過した後であるときは、契約日より3年経過後)、乙の承認を得て譲渡することができる。なお、その後の譲受人についても資格審査の上、名義変更日より3年経過後、乙の承認を得て譲渡することができる。また、甲は、当該第三者に本契約および共有施設にかかる不動産売買契約を遵守することを、あらかじめ承諾させるものとする。
- 3 甲は、前項に定める譲渡により名義変更する場合には、所定の名義書換料を、譲渡以外の事由(改名、合併、相続等)により名義変更する場合には、所定の事務手数料を乙に支払わなければならない。
- 4 甲は、共有施設持分権と施設利用権とを分離して処分することはできない。
- 5 甲は、共有施設持分権および施設利用権を複数の者に譲渡できない。
- 6 甲は、共有施設の敷地および建物共用部分の持分を、建物専有部分の区分所有権と分離して処分してはならない。
- 7 甲は、共有施設について共有物分割請求を行わないものとする。

8 甲の法定相続人が複数であるときは、その相続人の内の一人が承継人として、遺言書または遺産分割協議書もしくは本会員権を相続しない相続人の証明書添えて、乙に届け出るものとし、届出にかかる相続人が、相続によって施設利用権を取得したものとする。

(利用施設)

第10条 甲の利用できる施設は、共有施設および相互利用施設とする。利用の範囲および方法は、別途定める利用規程による。乙は、共有者の利益のため、利用規程を改正することができる。

(費用負担)

第11条 甲は、第5条に定める運営管理費および利用規程に定めるルームチャージ、利用実費、交換料、諸税等を、乙に支払わなければならない。

2 乙は甲が、運営管理費等諸費用の支払を定められた期限より3ヶ月以上滞ったときは償却保証金を以て充足することができる。

3 乙は下記の場合には甲の施設利用権を停止することができるものとする。

(1) 前項の場合において、甲の償却保証金減額分が充足されない場合、減額分が充足されるまでの期間

(2) 提携ローンの支払において乙が甲に代わり代位弁済をした場合、乙による代位弁済以後

(3) 甲が乙に支払として交付した手形ないし小切手が不渡りとなった場合、不渡りとなった以後

4 乙は、ルームチャージ、利用実費および運営管理費を、公共料金、諸経費の変動により、変更することができる。

(共有持分の処分制限)

第12条 甲は、自己の共有持分につき抵当権、質権、代物弁済の予約等、区分所有権の制限を伴ういかなる処分もなし得ないものとする。ただし、提携ローン等の際、甲の乙に対する債務を担保するために抵当権を設定する場合は、この限りではない。

(甲の遵守事項)

第13条 甲は、付帯の管理規約を遵守し、他の共有者の利益を害さないようにする義務を負う。

2 甲は、共有施設および相互利用施設の利用については、別途定める利用規程にしたがう。

3 甲は、その氏名または住所(法人の場合は商号または名称、代表者もしくはその所在地)を変更したとき、あるいは本契約に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、乙に対し、遅滞なく書面をもって通知しなければならない。これを怠ったために生じる一切の損害は、甲が負担する。

(乙の立入権)

第14条 乙は、管理受託者として共有者の利益を守るために必要ある場合は、甲の共有施設に立入り、補修、改修等をおこなうことができる。

(利用制限)

第15条 乙は、甲等が以下の各号に該当する場合、甲および甲の同伴者または甲の承認した利用者の施設利用を拒否することができる。

(1) 甲が、第5条に定める運営管理費を期限内に支払わなかったとき。

(2) 甲および甲の同伴者または甲の承認した利用者が、本契約および別に定める管理規約、利用規程または各利用施設で定める宿泊約款に違反しているとき、もしくは違反するおそれがあるとき。

(3) 乙が、本契約第3条第4項により甲の償却保証金を減額し、甲が、その減額分を充足していないとき。

2 災害の発生、その他利用が困難と見られる事態が生じたときは、乙は、施設の全部または一部を閉鎖またはその利用を制限することができる。

(乙の職務)

第16条 乙は、施設管理業務の円滑なる運営をはかるため、共有施設に自己の責任において必要な管理要員を配置し、甲の便をはかる。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審裁判所とすることを、甲および乙は、あらかじめ合意する。

(契約外事項)

第18条 甲は、乙との間で締結する本契約および附帯の諸規定に定めのない事項については、民法その他の法令および取引慣行にしたがい、誠意をもって協議解決をはかるものとする。また、本契約に関して、甲が乙と交渉をなすときは、甲本人によらなければならない。ただし、弁護士資格を有する者、あるいは乙が認めた代理人による場合は、この限りではない。

(特約のないことの確認)

第19条 本契約については、甲乙双方、以上の事項以外何ら特約のないことを確認する。

以上

管 理 規 約

「エクシブ浜名湖」の区分所有建物、土地および附属施設（以下「本物件」という）の管理または使用について、区分所有者相互間の事項につき、次のとおり規約を定める。
この規約は、区分所有者(以下オーナーという)が、本物件を取得した売買契約および附帯の施設相互利用契約にもとづき、「建物の区分所有等に関する法律」による規約として設定するものである。

(対象物件)

第1条 この規約の対象物件は、別途売買契約書に表示されたものである。

(専有部分、共用部分)

第2条 建物区分所有権の対象となる専有部分は、ホテルの用途に供される建物部分である。

2 前項の専有部分以外の部分を共用部分とし、その範囲は別表のとおりとする。

(土地および建物共用部分の共有持分)

第3条 本規約対象の土地および建物の共用部分（以下「管理共有物」という）の各共有者の持分は、建物専有部分の総床面積に対する、各区分所有者の取得する専有部分の床面積の割合（持分表の1口持分）とする。

(共有持分の分割請求および単独処分の禁止)

第4条 オーナーは、本物件の管理共有物の共有持分を、建物専有部分の区分所有権と分離して処分してはならない。また、共有持分について分割請求できないものとする。

2 専有部分を第三者に譲渡する場合は、専有部分の所有権と同時に共用部分の共有持分も移転するものとし、この場合、オーナーは、あらかじめ管理者の書面による承諾を得、かつ譲受人には管理者が一定の資格要件を課することができるものとする。

(オーナーの義務)

第5条 オーナーは、建物の保存に有害な行為、その他建物の管理または使用に関し、オーナーの共同の利益に反する行為をしてはならない。

2 オーナーは、故意または過失により前条もしくは前項に違反し、他のオーナーならびに第三者に損害を与えた場合はその賠償の責に應じなければならない。

(用途変更の禁止)

第6条 オーナーは、その専有部分をその用法に従い宿泊の為に使用するものとする。

(管理者)

第7条 オーナーは、本物件の管理・運営業務をリゾートトラスト株式会社に委託する。

2 前項の管理者を法律上の管理者とし、当該管理者は、善良なる管理者の注意義務をもって管理にあたる。

(管理・運営業務)

第8条 管理・運営業務は、次の範囲で行う。

- (1) 本物件の保守、補修、清掃、保全
- (2) 保安管理
- (3) 機械設備の保守、消耗品の取替えおよび維持管理
- (4) フロント、受付業務、その他宿泊施設としての本物件の管理・運営に関する業務
- (5) ラウンジ、プール、スパ等の付帯施設の管理・運営に関する業務
- (6) 運営管理費の徴収および運営諸費用の支払い業務
- (7) 損害保険契約に関する業務
- (8) 諸官公署、近隣組織体との連絡折衝
- (9) その他、環境維持、オーナーとの約定業務

(管理者の権利義務)

第9条 管理者の権利義務は、次のとおりである。

- (1) 管理者は、前条の受託業務を行うほか、本規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。
- (2) 管理者は、その業務に関し、各オーナーを代理する。
- (3) 管理者の代理権について加えた制限は、善意の第三者に対抗することはできない。

(管理・運営業務の外注)

第10条 管理者は、管理・運営業務の一部または全部を外注できる。

(緊急処置)

第11条 管理者は、本物件の修繕の必要を認め、かつ緊急を要するときは、自己の判断により、適切な処置をとることができる。

(管理者の立入権)

第12条 管理者の立入権は、次のとおりである。

- (1) 管理者およびその指定した者は、専有部分の清掃またはリネンの交換等のため必要な場合および緊急の事態が生じ、または共同の利益を守るため、急ぎ調査もしくは補修工事を必要とする場合は、オーナーまたは利用者の使用する専有部分に立入ることができる。
- (2) この規約および施設相互利用契約に定める事項に違反する者に対し、使用制限、使用禁止処置をとるため、管理者は、オーナーまたは利用者の使用する専有部分に立入ることができる。

(運営管理費)

第13条 本物件の維持管理および運営に必要な下記の費用に充当するため、各オーナーは、施設相互利用契約書に定める運営管理費を負担する。

- (1) 管理・運営要員経費
- (2) 管理共有物共用部分の清掃費
- (3) 管理共有物共用部分の水道光熱費
- (4) 本物件の損害保険料
- (5) 共用備品購入費
- (6) 本物件の保守、点検、補修費用
- (7) ████████ 年会費
- (8) ワンダーネット年会費 (ただし、ワンダーネット会員のみのみ)
- (9) その他維持管理および環境維持に要する費用

(利用実費)

第14条 各オーナーは、下記の使用料金を利用実費(ルームチャージ料)として負担するものとし、負担額は管理者が利用規程に定める。

- (1) 専有部分の水道光熱費
- (2) 専有部分の清掃、リネン費
- (3) 専有部分の消耗品の修繕、買替え費用
- (4) その他専有部分の使用にかかわる費用

(使用上の遵守事項、その他容認事項)

第15条 オーナーおよび利用者は、本物件を、その用法に従って使用するものとする。

- 2 オーナーおよび利用者は、管理者または他の利用者に、損害または迷惑となる行為をしてはならない。
- 3 前各項のほか、オーナーおよび利用者は、共同の利益を守り、本規約、施設相互利用契約、利用規程、管理者の指示事項等を遵守する。
- 4 オーナーおよび利用者は、当社の施設(オーナーの専有部分を含む)を利用し、営業行為を行なうことはできないものとする。
- 5 別表の特定箇所は、管理者または管理者の指定する者が、無償にて専用使用するものとする。
- 6 敷地および壁面の一部を、ホテル名広告等設置の為に管理者が、無償で使用できるものとする。
- 7 オーナーおよび利用者が、施設利用に際し、公共の場所に於いて、粗野または乱暴な行為ないし言葉づかい、刺青の露呈等により、他のオーナーおよび利用者に、著しく不快感を与える等の迷惑をかける行為をしてはならない。

(建物使用制限)

第16条 建物の使用制限は、次のとおりとする。

- (1) オーナーは、専有部分を宿泊の用途に向け、他の目的で使用できない。
- (2) 管理者は、オーナーまたは利用者が正常適正に使用をせず、他のオーナーまたは利用者、管理者に迷惑を及ぼす場合は、建物の使用を、制限もしくは禁止することができる。

(公租公課)

第17条 オーナーは、本物件部分にかかる固定資産税、都市計画税その他公租公課を、各々の持分割合に応じて、運営管理費などの諸費用とは別に負担しなければならない。

- 2 前項の納付については、各オーナーが個々に納付する。ただし、所轄官庁の指導によって納付手続きが個々にできない場合は、その指導による。

(大規模改修)

第18条 管理者は、本物件の保守、補修の範囲を越えた大規模改修につき、「建物の区分所有等に関する法律」に基づく議決を得てこれを行い、その費用は、オーナーが持分に応じて負担する。

(勧告)

第19条 オーナーまたは利用者が、本規約、施設相互利用契約、利用規程、管理者の指示等に違背したとき、または違背せんとするとき、管理者は、当該オーナー、または利用者に対して、健全な運営維持に関する勧告を行い、かつ必要な措置をとることができる。

(規約の効力)

第20条 この規約は、オーナーの他、特定承継人および利用者に対しても効力を有する。

(議決権の行使)

第21条 オーナーは、「建物の区分所有等に関する法律」にもとづき、議決権を行使するときは、毎年1月1日の占有日を有するオーナーが、これを行使する。

(規約外事項)

第22条 この規約に定めのない事項については、「建物の区分所有等に関する法律」等、関係する法律により決定する。

【別表】

共用部分

専有部分に属さない建物部分	基礎、外壁、床スラブ、屋根、柱、梁等の建物構造部分、廊下、階段室、階段、非常階段、バルコニー、空調機械室等各種機械室、フロント、エントランスホール、E Vホール、ラウンジ、化粧室等
専有部分に属さない建物の付属物	電気設備（受配設備、配線設備等）、照明設備（共用照明灯等）、給排水衛生設備、受水設備、換気設備、防火消防設備、テレビ共視聴設備、避雷針設備、ガス配管設備、空調機械設備、中央監視設備等
屋外付属施設	駐車場、電気設備、照明設備、給排水衛生設備、消火栓、散水栓等
規約共用部分	温泉大浴場、キッズルーム、フロント事務室、従業員スペース、クローク倉庫、各種倉庫、リネン庫、ベンダーコーナー、ゴミ処理室、プールロッカー室、ランドリールーム、立体駐車場等 規約公正証書に記載され各区分所有者全員の共有となります。
分譲後の権利形態	建物専有部分については、前記持分表の各室の専有面積の持分1/28での共有とし、敷地部分は区分所有者全員の共有及び準共有とする。又、建物共用部分は、区分所有者全員の共有に属するものとし、その持分は、建物専有部分の総床面積に対する、各区分所有者の取得する、専有部分の床面積の割合（持分表の1口持分）とする。

特定箇所の専用使用

名称	位置	用法	専用使用者	期間	使用料
ゴミ処理室	1階	ゴミ処理室	売主	区分建物 存続中	無償
荷捌き室	〃	入り荷物の仕分け	売主		
排水処理機械室	〃	排水処理	売主		
ポンプ室	〃	水道用設備	売主		
ろ過機械室	〃	ろ過設備	売主		
クローク倉庫	〃	手荷物品の一時預かり	売主		
空調機械室	〃	空調設備	売主		
カートメンテナンス	〃	カート整備	売主		
コージェネ機械室	〃	発電機械設備	売主		
非常用発電機室	〃	非常用発電設備	売主		
消火ポンプ室	〃	消火設備	売主		
守衛室	〃	駐車場監理	売主		
電気室	〃	電気設備	売主・		
プールロッカー室	〃	更衣室	売主		
ランドリールーム	〃	ランドリー設備	売主		
調光機械室	2階	調光設備	売主		
リネン室	〃	清掃用具倉庫	売主		
従業員スペース	〃	事務室	売主		
中央監視室	〃	監視設備	売主		
フロント事務室	〃	フロント事務	売主		
空調機械室	〃	空調設備	売主		
ベンダーコーナー	〃	自動販売設備	売主		
空調機械室	3階	空調設備	売主		
従業員スペース	〃	事務室	売主		
ベンダーコーナー	〃	自動販売設備	売主		
熱源機械室	〃	熱源設備	売主		
リネン室	〃	清掃用具倉庫	売主		
キッズルーム	〃	子供遊戯室	売主		
ベンダーコーナー	4階	自動販売設備	売主		
リネン室	〃	清掃用具倉庫	売主		
ベンダーコーナー	5階	自動販売設備	売主		
リネン室	〃	清掃用具倉庫	売主		
ベンダーコーナー	6階	自動販売設備	売主		
リネン室	〃	清掃用具倉庫	売主		
ベンダーコーナー	7階	自動販売設備	売主		
リネン室	〃	清掃用具倉庫	売主		
E V 機械室	8階	エレベータ設備	売主		

※各区分所有者は、上記について特定の者が専用使用することを承認するものとします。

個別信用購入あっせんに関する事項

提携ローン、提携クレジットをご利用の方へ

提携ローン、提携クレジットをご利用の場合の重要な事項が記載してあります。内容を十分良くお読み下さい。

I

(1) 個別信用購入あっせん関係業務提供事業者・割賦販売業者（以下「販売会社」といいます）

主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区東桜二丁目18番31号
商号または名称 リゾートトラスト株式会社
代表者の氏名 代表取締役 [REDACTED]

(2) 販売契約、会員権に関するお問い合わせ先

（個別信用購入あっせん関係販売等契約および個別信用購入あっせん関係販売等契約にかかる個別信用購入あっせん関係受領契約について購入者等が問い合わせ、相談等を行うことが出来る機関の名称および住所、電話番号）

- ①機関の名称 リゾートトラスト株式会社 名古屋本社会員業務部
住 所 愛知県名古屋市中区東桜二丁目18番31号
電 話 番 号 [REDACTED]
- ②機関の名称 リゾートトラスト株式会社 東京業務部
住 所 東京都渋谷区代々木四丁目33番10号 トーシンビル3F
電 話 番 号 [REDACTED]
- ③機関の名称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]
- ④機関の名称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]

(3) 個別信用購入あっせん業者、ローン契約等に関するお問い合わせ先

下記いずれかの会社から指定となります（契約書記載の「ローン会社の指定」をご参照下さい）。

- ①名 称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]
- ②名 称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]
- ③名 称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]
- ④名 称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]
- ⑤名 称 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
電 話 番 号 [REDACTED]

II [REDACTED] (以下「ローン会社」といいます)の提携ローンをご利用の場合は、本章をお読み下さい。

(1) 個別信用購入あっせん業者に対する抗弁に関する事項

- ①提携ローン契約者(以下「ローン契約者」といいます)は、商品等の販売等について、販売会社に対して生じている事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、ローン会社に対する返済を停止することができるものとします。
- ②ローン会社は、ローン契約者が、①の返済の停止を行う旨をローン会社に対して申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
- ③ローン契約者は、②の申出をするときには、あらかじめ①の事由の解消のため、販売会社と交渉を行うよう努めるものとします。
- ④ローン契約者は、②の申出をしたときには、速やかに①の事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付)をローン会社に提出するよう努めるものとします。
- ⑤ローン会社が、①の事由について調査する必要があるときは、ローン契約者はその調査に協力するものとします。
- ⑥ローン契約者は、①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、返済を停止することはできないものとします。
 - (ア) 販売契約等がローン契約者にとって商行為であるとき
 - (イ) 返済総額が4万円に満たないとき
 - (ウ) ローン契約者による返済の停止が信義に反すると認められるとき

(2) 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定め、その内容

- ①ローン契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然にローン契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (ア) 返済期日に当該期日における各回返済金の返済を遅滞し、会社から20日以上相当な期間を定めて当該返済を書面で催告されたにもかかわらず、当該期間内に返済しなかったとき
 - (イ) 自ら振り出した手形もしくは小切手が不渡りになったとき、または一般の返済を停止したとき
 - (ウ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (エ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停等の裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときもしくは自らこれらの申立てをしたとき、解散の決議をしたとき、または債務整理(任意整理を含みます)を開始したとき
- ②ローン契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、ローン会社の請求によりローン契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (ア) ローン契約上の義務に違反し、当該違反がローン契約の重大な違反となるとき
 - (イ) その他ローン契約者の信用状態が著しく悪化したとき

(3) 賦払金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除きます)の損害賠償額の予定または違約金の定め、その内容

- ①ローン契約者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日から完済の日に至るまで各回返済金合計額の残額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金をローン会社に支払う必要があります。
- ②ローン契約者は、各回返済金の返済を遅延したとき(①の場合を除きます)は、返済期日の翌日から返済日に至るまで当該各回返済金に対し年14.0%を乗じた額の遅延損害金を支払います。ただし、当該遅延損害金は各回返済金合計の残額に対し商事法定利率を乗じた額を超えないものとします。

III ■■■■■ (以下 ■■■■■ といいます) の提携クレジットをご利用の場合は、本章をお読み下さい。

(1) 個別信用購入あっせん業者に対する抗弁に関する事項

①提携クレジット契約者(以下「クレジット契約者」といいます)は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、■■■■■に対する支払を停止することができるものとします。

(ア) 商品等の引渡しが行なわれないこと

(イ) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があること

(ウ) その他商品等の販売について、販売会社に対して生じている事由があること

②■■■■■は、クレジット契約者が①の支払の停止を行う旨を■■■■■に申し出たときは、直ちに所要の手續をとるものとします。

③クレジット契約者は、②の申出をするときは、あらかじめ上記事由の解消のため販売会社と交渉を行うよう努めるものとします。

④クレジット契約者は、②の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合は資料を添付したもの)を■■■■■に提出するよう努めるものとします。また、■■■■■が上記の事由について調査する必要があるときは、クレジット契約者はその調査に協力するものとします。

⑤クレジット契約者は、①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。

(ア) 支払の方法が翌月1回払いのとき

(イ) 割賦販売法の定める指定権利でないとき

(ウ) 販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである等割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき

(エ) 支払総額が4万円に満たないとき

(オ) クレジット契約者による支払の停止が信義に反すると認められるとき

(カ) ①(ア)～(ウ)の事由がクレジット契約者の責に帰すべきとき

(キ) その他割賦販売法の適用を受けない取引であるとき

⑥クレジット契約者は、支払停止の抗弁事由が解消された場合、解消日以降■■■■■に対してクレジット契約に定められた支払方法、支払期日に基づいて分割支払金を支払うものとします。

(2) 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定め、その内容

①クレジット契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然にクレジット契約に基づく債務についての分割弁済の期限の利益を失い、■■■■■に対して直ちに分割支払金合計の残全額を一時に支払うものとします。

(ア) 支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、■■■■■から20日以上相当の期間を定め、その支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき

(イ) 自ら振り出した手形もしくは小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき

(ウ) 差押え、仮差押え、仮処分(信用に関しないものを除きます)の申立て、または保全差押え、もしくは滞納処分を受けたとき

(エ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停等の裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、もしくは自らこれらを申立てたとき、解散の決議をしたとき、または債務整理(任意整理を含みます)を開始したとき

(オ) 逃亡、失踪し、または刑事上の訴追を受けたとき

(カ) 販売会社との販売契約、施設相互利用規約・管理規約等に違反したとき、またはクレジット契約にかかる販売会社との契約を解除したとき

(キ) 販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである等割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引については、クレジット契約者が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき

(ク) クレジット契約の申込みに際して虚偽の申告があったとき

②クレジット契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、 の請求によりクレジット契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (ア) クレジット契約上の義務に違反し、その違反がクレジット契約の重大な違反となるとき
- (イ) その他クレジット契約者の信用状態が著しく悪化したとき

(3) 賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除きます）の損害賠償額の予定または違約金の定め、その内容

①クレジット契約者が、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(ア) 支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し、年20.0%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額（但し、(8)①(キ)の取引に該当する場合を除きます）

(イ) 支払方法が翌月1回払いの取引および(8)①(キ)の取引（但し、販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである場合を除きます）については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額

(ウ) 販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである場合の取引については、年20.0%を乗じた額

②クレジット契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(ア) ①(ア)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額

(イ) ①(イ)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額

(ウ) ①(ウ)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年20.0%を乗じた額

IV [] (以下 [] といいます) の提携クレジットをご利用の場合は、本章をお読み下さい。

(1) 個別信用購入あっせん業者に対する抗弁に関する事項

- ①クレジット契約者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、分割支払金の支払を停止することができるものとします。
 - (ア) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供（権利の行使による役務の提供を含みます）がなされないこと
 - (イ) 商品等に欠陥（瑕疵）があること
 - (ウ) その他商品等の販売や役務の提供について、販売会社に対して生じている事由があること
- ② [] は、クレジット契約者が前項の支払の停止を行う旨を [] に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
- ③クレジット契約者は、前項の申出をするときは、あらかじめ①各号の事由の解消のため、販売会社と交渉を行うよう、努めるものとします。
- ④クレジット契約者は、②の申出をしたときは、速やかに①各号の事由を記載した書面（資料がある場合は資料添付のこと）を [] に提出するよう努めるものとします。また、 [] が当該事由について調査する必要があるときは、クレジット契約者はその調査に協力するものとします。
- ⑤①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
 - (ア) 支払方法が翌月1回払いであるとき
 - (イ) 割賦販売法の定める指定権利以外の権利であるとき
 - (ウ) 販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである場合等割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき
 - (エ) 支払総額が4万円に満たないとき
 - (オ) ①各号の事由がクレジット契約者の責に帰すべきとき、その他クレジット契約者による支払の停止が信義に反すると認められるとき

(2) 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定め、その内容

- ①クレジット契約者が次のいずれかに該当するときは、当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払います。
 - (ア) 支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、 [] から20日以上相当の期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までにお支払のなかったとき
 - (イ) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき
 - (ウ) 強制執行、保全処分または滞納処分等の申立てを受けたとき
 - (エ) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき
 - (オ) 販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである場合（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。以下同じ）等割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する商品や権利の購入または役務の受領となる取引については、分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき
 - (カ) 商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他 [] の所有権を侵害する行為をしたとき
 - (キ) クレジット契約の申込みに際し、虚偽の申告があったとき
 - (ク) 逃亡、失踪、または刑事上の訴追を受けたとき
- ②クレジット契約者が次のいずれかに該当したときは、 [] の通知または請求により期限の利益を失い、 [] に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - (ア) クレジット契約者の信用状態が著しく悪化したとき
 - (イ) その他本契約上の義務に違反し、その違反が本契約上の重大な違反となるとき

(3) 賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除きます）の損害賠償額の予定または違約金の定め、その内容

①クレジット契約者が、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(ア) 支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し、年20.0%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引である場合を除きます。

(イ) 支払方法が翌月1回払いの取引および割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引（但し、販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである場合を除きます）については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額

(ウ) 販売契約等の目的・内容がクレジット契約者にとって営業のためのものである場合の取引については、当該分割支払金に対し、年20.0%を乗じた額

②クレジット契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(ア) ①(ア)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額

(イ) ①(イ)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額

(ウ) ①(ウ)の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年20.0%を乗じた額

V [] (以下 [] といいます) の提携クレジットをご利用の場合は、本章をお読み下さい。

(1) 個別信用購入あっせん業者に対する抗弁に関する事項

- ①クレジット契約者は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、[] に対する支払を停止することができるものとします。
 - (ア) 商品等の全部または一部の引渡しもしくは提供がないとき
 - (イ) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があるとき
 - (ウ) その他商品等の販売または提供について、販売店に対して生じている事由があるとき
- ② [] は、クレジット契約者が①の支払の停止を行う旨を [] に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
- ③クレジット契約者は、②の申出をするときには、予め上記の事由の解消のため、販売会社と交渉を行うよう努めるものとします。
- ④クレジット契約者は、②の申出をしたときには、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合は資料添付のこと)を [] に提出するよう努めるものとします。
- ⑤①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
 - (ア) 販売契約等がクレジット契約者にとって営業のためにまたは営業としてする取引である等割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引に該当するとき
 - (イ) 支払総額が4万円に満たないとき
 - (ウ) 割賦販売法に定める指定権利ではないとき
 - (エ) 支払方法が翌月1回払いのとき
 - (オ) クレジット契約者による支払の停止が信義に反すると認められるとき
 - (カ) ①(ア)～(イ)の事由がクレジット契約者の責に帰すべきとき

(2) 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定め、その内容

- ①クレジット契約者が次のいずれかの事由に該当し、[] の要求する代担保、増担保の提供に応じないときには、クレジット契約者は、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済するものとします。
 - (ア) 分割支払金の支払を遅滞し、[] の20日以上の間定の定めのある書面による催告後も支払わないとき。但し、販売契約等がクレジット契約者にとって営業のためにまたは営業としてする取引である等割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引については、分割支払金の支払を1回でも遅延したとき
 - (イ) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき
 - (ウ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (エ) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続の申立てがあったとき
 - (オ) 債務の整理調整に関する申立てがあったとき
 - (カ) 商品等の譲渡、賃貸、担保提供等をしたとき
- ②クレジット契約者が次のいずれかの事由に該当したときには、クレジット契約者は、[] の請求によりクレジット契約に基づく債務について期限の利益を失い直ちに残債務全額を弁済するものとします。
 - (ア) クレジット契約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき
 - (イ) 販売会社または商品等に係る施設運営会社との間の規約その他の契約の違反を理由として商品等の利用等に関する資格を喪失したとき、または販売店もしくは商品等に係る施設運営会社との間の商品等の利用等に関する契約を合意解除したとき
 - (ウ) 失踪もしくは刑事上の訴追を受けまたはクレジット契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等信用状態が著しく悪化したとき
 - (エ) [] クレジット契約「お申し込みの内容」第7条(1)各号に該当した場合、もしくは同条(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または同条(1)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

- (3) 賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除きます。）の損害賠償額の予定または違約金の定め、その内容
- ①クレジット契約者は、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで次の遅延損害金を支払います。
- （ア）支払方法が翌月1回払い以外の取引については、当該分割支払金に対し年14.6%の割合を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する取引を除く。
- （イ）支払方法が翌月1回払いの取引および適用除外取引については、当該分割支払金に対し年14.6%の割合を乗じた額
- ②クレジット契約者は、期限の利益を喪失したときには、期限の利益喪失の日から完済日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。
- （ア）①（ア）の取引については、商事法定利率
- （イ）①（イ）の取引については、年14.6%

個人情報に関する規程

第1条（会員権の取引）

リゾートトラスト株式会社（以下「当社」という。）は、当社が直接または販売代理等で販売または取引する商品および付随するもの（以下「商品」という。）について、本規程を適用するものとします。

第2条（会員権の取引にかかる個人情報の取扱い）

1. 当社は、商品の申込みまたは契約および入会後の取引等に際して、当社が適正に取得した入会申込者、会員および当社の施設を利用する者（以下「会員等」という。）の個人情報（第3条に定めるものをいいます。）を、商品の取引を通じて会員へのサービス提供のために、収集、利用、提供および登録を行うものとします。
2. 当社は、会員等の個人情報の適正な取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに正確性、機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
3. 当社は、第4条の利用目的を達成するために必要な範囲内で、第3条の個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合がありますが、当該委託先企業（以下「委託先企業」という。）については、契約を締結のうえ、会員等の個人情報の適正な取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するよう指導・管理するものとします。
4. 当社は、個人情報を取扱わせる当社の従業員の監督を十分行い、かつ、正確性、機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するよう指導するものとします。
5. 会員等は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規程に定める内容に同意したうえで、当社との契約を締結するものとします。

第3条（個人情報の収集、保有、利用）

会員等は、当社との契約（以下申込を含め、「本契約」という。）を含む当社の特典およびサービスを当社が会員等に提供するためおよびそのマーケティング活動のため、会員等の個人情報のうち以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を当社が保護措置を講じた上で、収集・保有・利用することに同意するものとします。

- ①会員等が所定の申込書、契約書、入会資格審査表等により記入、申告した会員等の氏名、性別、生年月日、続柄、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、年収状況、アンケート欄への回答内容等（本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ。）
- ②商品の申込日、商品契約成立の有無、商品契約成立日、会員番号、会員権価格、所有不動産、運営管理費等の契約内容および商品契約終了の有無等に関する情報
- ③運営管理費等の請求およびお支払い状況等に関する情報
- ④本契約以外の当社との契約により収集した、施設の利用状況、インターネットの利用状況等に関する情報
- ⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項に関する情報
- ⑥官報、電話帳、住宅地図等に公開されている情報

第4条（利用目的の表示）

当社は、下記の目的のために個人情報を利用します。

- ①当社と会員等との契約にかかる会員カード発行、会員等管理、特典、サービスの提供
- ②当社の取り扱う商品・サービス等について、当社からの宣伝印刷物の送付・Eメールの送信等の方法によりご案内すること
- ③会員等の満足度等を高めるために実施するマーケティング活動および商品開発
- ④共同利用会社（第5条に定めるものをいう。）の取り扱う商品・サービス等について、当社からの宣伝印刷物の送付・Eメールの送信等の方法によりご案内すること

第5条（共同利用会社）

当社は第4条に定める利用目的のため、有価証券報告書に記載されている当社の子会社及び関連会社（以下「共同利用会社」という。）と共同利用契約を締結し、当社を管理責任者とした上で、第3条に定める個人情報を共同利用します。

注）「有価証券報告書等に記載されている当社の子会社及び関連会社」につきましては、当社のホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/>）にて公表しております。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社および第5条で記載する共同利用会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の受付は、末尾に記載の窓口とします。
2. 前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を掲示する等、開示請求先所定の手続きに従うものとします。手続きにあたり必要となる手数料は会員等の負担となります。
3. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。訂正または削除請求の受付も、末尾に記載の窓口とします。

第7条（本規程に不同意の場合）

会員等が、入会申込みおよび入会後の取引等に際して、必要な記載事項（申込書等で会員等が記載すべき必須の事項）の記載を希望しない場合および本規程の内容の全部又は一部を承認できない場合、当社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

第8条（個人情報の提供・利用の停止の申出）

本規程による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、会員等から停止の申出があった場合、当社での利用および第5条にもとづく当社から共同利用会社への提供を停止する措置をとります。ただし、共同利用会社への提供のうち、会員権利に関する事項および会報誌、請求書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。なお、会員等は、利用停止に伴い、当社所定のサービスが受けられなくなる場合があります。

第9条（本規程の変更）

本規程に変更が生じた場合には、会報誌等への掲載、郵送または当社のホームページでの公表により会員等に通知するものとし、当社のホームページに掲載されているものを最新版とします。

〔個人情報に関するお問い合わせ窓口〕

リゾートトラスト株式会社 インフォメーションセンター（R I C）

以上

施設利用料金表

【エクシブ施設：ルームチャージ料金】（ ）内容室タイプ 1部屋1泊・消費税込み

※SV=サンクチュアリ・ヴィラ

	スタンダード	ラージ	スイート	スーパースイート
鳥羽	8,000円(A・B・C) 9,000円(F・G・H・I・J)	12,500円(D・E) 13,500円(I)	17,000円(K)	
伊豆	8,000円(A・B) 9,000円(C・D)	12,500円(E・F)	17,000円(G・H)	
白浜	8,000円(A)	12,500円(B・C・D・E・F)	18,000円(G)	
軽井沢	10,000円(A)	13,500円(B)	19,000円(C) 20,000円(D)	
鳥羽アネックス	8,000円(A) 10,000円(A1・B)	13,500円(C・D・E)	19,000円(F)	
淡路島	8,000円(A) 10,000円(B・C) 11,500円(D)	13,500円(E)	20,000円(F・G・H・I)	21,500円(J)
山中湖	11,500円(A~D)	14,500円(E~I)	20,000円(J・K)	
白浜アネックス	11,500円(A~G)	14,500円(H~N・Y)	20,000円(P~W)	20,500円(X)
琵琶湖	10,000円(A) 11,500円(B)	14,500円(C・D)	20,000円(E)	
蓼科	11,500円(B)	14,500円(C・D)	20,000円(E)	26,500円(S)
鳴門	11,500円(B)	14,500円(C)	20,000円(E)	26,500円(S)
初島クラブ	8,000円(A)	14,500円(C) 17,500円(D)	19,000円(E1) 20,000円(E2~E5)	26,500円(S)
鳴門SV				26,500円(S)
浜名湖	11,500円(B)	14,500円(C・D)	20,000円(E)	26,500円(S)
軽井沢SV				26,500円(S)
鳴門SV ドゥーエ				26,500円(S)
那須白河& ドギー・ヴィラ ※同伴犬宿泊時は ドッグチャージ発生	11,500円(B)	14,500円(C)	20,000円(E)	26,500円(S)
京都八瀬離宮	12,000円(B)	15,000円(C)	21,000円(E)	27,000円(S)
山中湖SV				25,000円(S1・S4) 29,000円(S2・S3)

【エクシブ箱根離宮：ルームチャージ料金】

部屋タイプ	1ベッド和ルーム	1ベッド洋ルーム	洋洋ルーム	和洋ルーム	和モダンルーム	2ベッドルーム
CBタイプ	12,000円	13,000円	—	15,000円	17,000円	—
ECタイプ	15,000円	16,000円	20,000円	20,000円	21,000円	23,000円
SEタイプ	—	19,000円	—	—	24,000円	27,000円
Sタイプ	—	25,000円	—	—	29,000円	29,000円

【エクシブ有馬羅宮:ルームチャージ料金】

	部屋タイプ	ルームチャージ	
CBタイプ	CB-1	1ベッド洋ルーム	12,000円
	CB-2	1ベッド洋ルーム	12,000円
	CB-4	1ベッド和ルーム	13,000円
	CB-5	和モダンルーム	15,000円
	CB-6	1ベッド和ルーム	15,000円
	CB-7	和モダンルーム	15,000円
	CB-8	和モダンルーム	15,000円
	CB-9	和モダンルーム	15,000円
	CB-10	和モダンルーム	15,000円
		CB-3	洋洋ルーム(バリアフリー)
ECタイプ	EC-7	1ベッド和ルーム	15,000円
	EC-1	1ベッド洋ルーム	17,000円
	EC-2	洋洋ルーム	20,000円
	EC-8	和モダンルーム	20,000円
	EC-9	和モダンルーム	20,000円
	EC-10	和モダンルーム	20,000円
	EC-11	和モダンルーム	23,000円
	EC-3	2ベッドルーム	23,000円
	EC-4	2ベッドルーム	23,000円
	EC-5	2ベッドルーム(バリアフリー)	23,000円
SEタイプ	SE-1	1ベッド洋ルーム	20,000円
	SE-8	1ベッド洋ルーム	20,000円
	SE-9	1ベッド和ルーム	20,000円
	SE-2	1ベッド洋ルーム	24,000円
	SE-3	2ベッドルーム	24,000円
	SE-4	2ベッドルーム	24,000円
	SE-10	和モダンルーム	24,000円
	SE-11	和モダンルーム	24,000円
	SE-5	2ベッドルーム	27,000円
	SE-6	2ベッドルーム(バリアフリー)	27,000円
Sタイプ	SE-7	2ベッドルーム	27,000円
	S-9	1ベッド和ルーム	25,000円
	S-10	1ベッド和ルーム	25,000円
	S-3	1ベッド洋ルーム	27,000円
	S-7	1ベッド洋ルーム	27,000円
	S-1	2ベッドルーム	28,000円
	S-2	2ベッドルーム	28,000円
	S-4	2ベッドルーム	28,000円
	S-5	2ベッドルーム(バリアフリー)	28,000円
	S-6	2ベッドルーム	28,000円
	S-8	2ベッドルーム	28,000円
	S-11	和モダンルーム	28,000円
	S-14	和モダンルーム	31,000円
	S-12	1ベッド洋ルーム	36,000円
	S-13	2ベッドルーム	40,000円
S-15	和モダンルーム	42,000円	

【エクシブ軽井沢バセオ：ルームチャージ料金】（※同伴犬宿泊時はドッグチャージ発生）

部屋タイプ	1ベッドルーム	2ベッドルーム	和洋ルーム
CBタイプ	12,000円	---	14,500円
ECタイプ	14,000円	19,000円	19,500円

【エクシブ軽井沢SVムセオ：ルームチャージ料金】（※同伴犬宿泊時はドッグチャージ発生）

部屋タイプ	1ベッドルーム	2ベッドルーム	和洋ルーム
Sタイプ	23,500円	27,500円	27,500円

【リゾートアおよびサンメンバーズ施設のご利用料金1室1泊・消費税込み】

施設	客室タイプ		メンバー利用実費(消費税込) 1室料金(ルームチャージ)
	スタンダード	和室・洋室・和洋室	
リゾートア箱根	スタンダード	和室・洋室・和洋室	7,875円
	デラックス	洋室・和洋室	9,975円
リゾートア熱海	スタンダード	和洋室	7,875円
	デラックス	和洋室A 和洋室B	9,975円 11,025円
リゾートア別府	スタンダード	和洋室	7,350円
		和洋室	9,450円
	デラックス	和モダンA	9,975円
		和モダンB	11,550円
		和モダンデラックスA 和モダンデラックスB	13,125円 14,700円
リゾートア久美浜	スタンダード	洋室・和洋室	7,350円
	デラックス	和室・和洋室	9,450円
サンメンバーズ京都嵯峨	スタンダード	洋室A	7,350円
		洋室B	9,450円
	デラックス	洋室	11,025円
サンメンバーズひるがの	スタンダード	洋室A	7,350円
		洋室B	7,875円
		和洋室	9,975円
	デラックス	和洋室	13,000円
サンメンバーズ神戸	全タイプ		3,675円 ●お一人様料金(1名1泊消費税込)

- ルームチャージ料金の設定につきましては、客室面積・部屋グレード(又はタイプ)などを考慮して設定しております。
- ご契約いただいたお部屋のグレード(又はタイプ)によって、ご利用いただけるお部屋のグレード(又はタイプ)が異なります。
- 詳しくは、ご契約施設のオーナー事務局までお問い合わせください。

〈箱根離宮、有馬離宮、軽井沢バセオ以外のオーナー様〉

ご契約いただいている 部屋グレード	ご利用いただけるエクシブ施設の部屋グレード (箱根離宮、有馬離宮、軽井沢バセオ以外)	ご利用いただけるエクシブ施設の部屋タイプ (箱根離宮、有馬離宮、軽井沢バセオ)
スタンダード	スタンダード	CBタイプ
ラージ	ラージ、スタンダード	ECタイプ、CBタイプ
スイート	スイート、ラージ、スタンダード	SEタイプ、ECタイプ、CBタイプ
スーパースイート	スーパースイート、スイート、ラージ、スタンダード	Sタイプ、SEタイプ、ECタイプ、CBタイプ

〈箱根離宮、有馬離宮、軽井沢バセオのオーナー様〉

ご契約いただいている 部屋タイプ	ご利用いただけるエクシブ施設の部屋グレード (箱根離宮、有馬離宮、軽井沢バセオ以外)	ご利用いただけるエクシブ施設の部屋タイプ (箱根離宮、有馬離宮、軽井沢バセオ)
CBタイプ	ラージ、スタンダード	CBタイプ
ECタイプ	スイート、ラージ、スタンダード	ECタイプ、CBタイプ
SEタイプ	スーパースイート、スイート、ラージ、スタンダード	SEタイプ、ECタイプ、CBタイプ
Sタイプ	スーパースイート、スイート、ラージ、スタンダード	Sタイプ、SEタイプ、ECタイプ、CBタイプ